

政令第二百五十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十三を第六号の十四とし、第六号の八から第六号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第六号の七の次に次の一号を加える。

六の八（クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

第一条第二十六号の十一中「製剤」の下に「。ただし、ニ―メルカプトエタノール〇%以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同条第二十六号の十二とし、同条中第二十六号の十を第二十六号の十一とし、第二十六号の五から第二十六号の九までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の四の次に次の一号を加える。

二十六の五 メタンスルホニルクロリド及びこれを含有する製剤

第二条第一項第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中 (176) を (177) とし、(115) から (175) までを (116) から (176) までとし、(114) の次に次のように加える。

(115) ニ・ニ・ニートリフルオロエチル Ⅱ「(一S) — — シアノーニ — メチルプロピル」カルバマート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十号の五を第八十号の六とし、第八十号の二から第八十号の四までを一号ずつ繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 ビス(ニ — エチルヘキシル) Ⅱ水素 Ⅱホスファート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス(ニ — エチルヘキシル) Ⅱ水素 Ⅱホスファート二%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第八十五号の九を第八十五号の十一とし、第八十五号の六から第八十五号の八までを二号ずつ繰り下げ、第八十五号の五を第八十五号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五の七 ニ — セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第八十五号の四の次に次の一号を加える。

八十五の五 ブチル（トリクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第九十八号の十を第九十八号の十二とし、第九十八号の四から第九十八号の九までを二号ずつ繰り下げ、第九十八号の三中「製剤」の下に「。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同項第九十八号の五とし、同項中第九十八号の二を第九十八号の四とし、第九十八号の次に次の二号を加える。

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤

九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第百号の十七を第百号の十八とし、第百号の十六を第百号の十七とし、第百号の十五の次に次の一号を加える。

百の十六 ニーメルカプトエタノール〇%以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、ニーメルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二―メルカプトエタノール〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の公布の日から平成二十八年七月十四日までの間における第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二―メルカプトエタノール〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）による改正後の同号の規定の適用については、同号中「二―メルカプトエタノール〇％以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一％以下」とする。

第三条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の八及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二十四号の二、第八十号の二、第八十五号の五、第八十五号の七、第九十八号の二及び第九十

八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十八年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 二―メルカプトエタノール一〇％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十八年十月三十一日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした二―メルカプトエタノール一〇％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）

（）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。